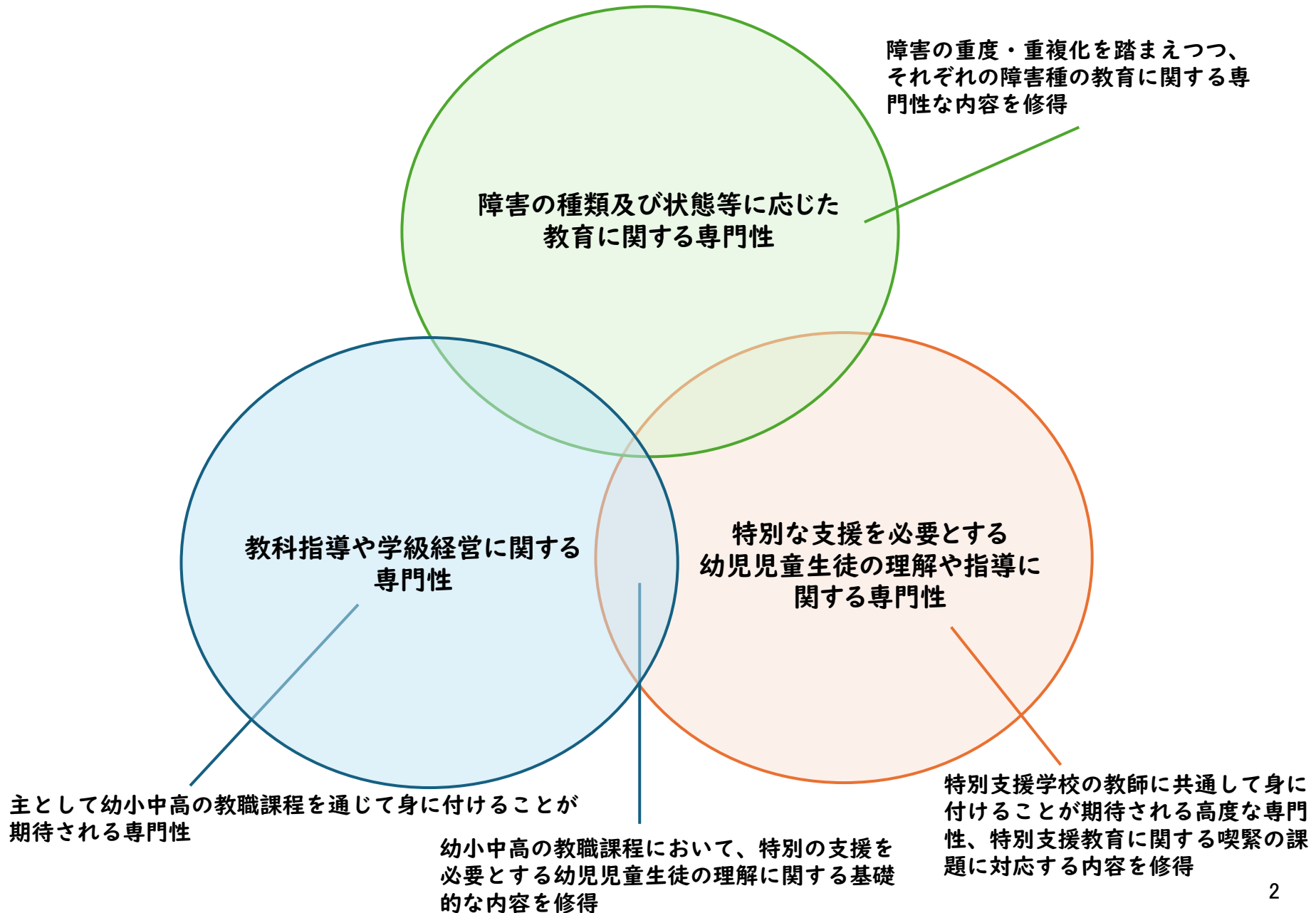


# 特別支援学校教諭の免許制度や教職課程、 幼・小・中・高の教職課程における 特別支援教育の在り方に係る方向性

令和8年4月22日  
中央教育審議会初等中等教育分科会教員養成部会  
教職課程・免許・大学院課程ワーキンググループ  
特別支援教育作業部会

# 特別支援教育に携わる教師に求められる専門性（イメージ）



# 幼・小・中・高等学校の教職課程における特別支援教育に係る方向性

## <共通に学ぶべき内容の充実>

- 教職課程・免許・大学院課程WG中間まとめにおいては、幼・小・中・高の教職課程において共通で学ぶべき内容を再構造化・体系化する方向性の中で、共通に学ぶべき事項として、現行制度において1単位以上必修としている「**特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対する理解**」を引き続き含めるとともに、「教育における多様性の包摂」を加える、といった方向性を提示している。
- 全ての通常の学級に特別な教育的支援を必要とする子供が在籍している可能性があり、通級による指導を受ける子供、特別支援学級に在籍している子供の人数も増加していることを踏まえると、**幼・小・中・高の教職課程において、特別支援教育について共通で学ぶ内容を質的・量的に更に充実していくことが必要**。
- そのため、事項名について、教職課程を履修する全ての学生に対し、**合理的配慮の提供や基礎的環境整備などに対する理解がこれまで以上に進むような名称**としてはどうか

- 現行のコアカリキュラムで示している内容に加えて、**以下のような内容を共通に学ぶべき事項**とすべきではないか。
  - 現行の特別支援学校教諭免許状の教職課程で取り扱っている、**発達障害**に関する教育に関する事項
  - **情緒障害**や**言語障害**に関する教育に関する事項
  - インクルーシブ教育システムの構築に向け、ICF（国際生活機能分類）の考え方も踏まえ、**障害の社会モデル**や**合理的配慮の提供**、**基礎的環境整備**に対する理解や、「**重層的な指導・支援**」の考え方を踏まえた**授業づくり**、**学級・集団づくり**や**困難さの状態に対する指導上の工夫**の在り方、自立活動の理解、**交流及び共同学習**の理解
  - 特別支援学校のセンター的機能の活用や医療・福祉など関係機関との連携  
など
- 他方、従来、「障害はないが特別の教育的ニーズのある幼児、児童及び生徒の把握や支援」として取り扱ってきた内容については、新たに加える「教育における多様性の包摂」の中で取り扱うこととしてはどうか

## <基礎免許状の強み専門性として学ぶ内容>

- 幼・小・中・高の教職課程において、大学と学生の自律的なカリキュラムデザインによる**強み専門性として特別支援教育について学修**することも想定される。とりわけ、将来的に通級による指導や特別支援学級の担当を希望する学生を念頭に置いて、共通で学ぶ内容に加えて、以下のような専門性を身に付けることが想定されるのではないか。
  - ✓ 発達障害、情緒障害、言語障害といった、通級による指導や特別支援学級において対象となる障害種についての更なる専門性
  - ✓ 視覚障害、聴覚障害、知的障害、肢体不自由、病弱といった特別支援学校の対象となっている障害種に関する専門性
  - ✓ 福祉分野、保健分野、心理分野など特別な支援を要する子供たちに関わる分野の専門性
  - ✓ 幼・小・中・高の学習集団の特徴を踏まえた特別な支援を必要とする子供たちへの指導の考え方
  - ✓ 家庭や関係機関との連携を通じた就学前から卒業後までの切れ目のない支援に関する理解
- また、**特別支援学校教諭免許状取得に係る教職課程の科目の履修等**をもって、強み専門性とすることが考えられる。

# 特別支援学校の教師の専門性に関する課題

## 1. 特別な支援を必要とする子供たちの理解や指導に共通する課題

- 自ら学び続ける特別支援学校の教師の育成に向けては、専門知としての理論と特別支援教育に関する総合的な実践知を身に付けるとともに、実践に基づく省察を繰り返すことが必要であり、教職課程においても、理論と実践の架橋による不断の学びが必要
- 特別支援教育を実施する上での根幹となる自立活動の指導について、特別支援学校の免許状の取得を希望する全ての学生が共通して学ぶ内容と、障害種ごとに異なる自立活動の専門性を踏まえ、自立活動に関する重層的な学びを確保する教職課程の在り方が必要
- 次期学習指導要領に向けた検討の中で重視されている内容、特に、「深い学び」の授業での具現化や、情報活用能力の抜本的向上と質の高い探究的な学びの実現に向けて、特別な支援を必要とする子供たちの実態を踏まえた教育課程を実践するための指導の実現が課題

## 2. 障害の種類及び状態等に応じた教育の専門性に関する課題

- 特別支援学校の教師には、障害の種類に応じて、その障害の状態や特性及び心身の発達の段階等を的確に把握し、適切に指導する高度な専門性が求められており、教職課程で共通で学ぶべき内容を再構造化・体系化した上で、生涯を通じて専門性を伸ばしていく仕組みが必要
- その際、教師は個別の専門知の集積にとどまることなく、実践と省察を通じて、概念としての習得や深い意味理解を図り、学校現場の課題解決に向けた手立てを的確に講じることが求められている
- 特別支援学校に在籍する子供たちの重複障害の割合も踏まえ、重複障害を前提とした専門性の修得が必要（複数の障害領域の免許状を有する教師の割合は自治体間で差がある現状がある。）その上で、特定の障害領域に深く専門性を持つことを目指す教師や、複数の障害領域にわたり総合的な専門性を持つことを目指す教師を、本人のキャリアプランを念頭に養成
- このような現状を踏まえ、養成段階において共通で学ぶべき内容について再構造化・体系化を図った上で、特別支援学校に勤務する教師については、全ての障害領域の免許状を取得することで、特別支援学校をめぐる様々な喫緊の課題に対応できる幅広い専門性を有することが課題

## 3. 教科指導の専門性に関する課題

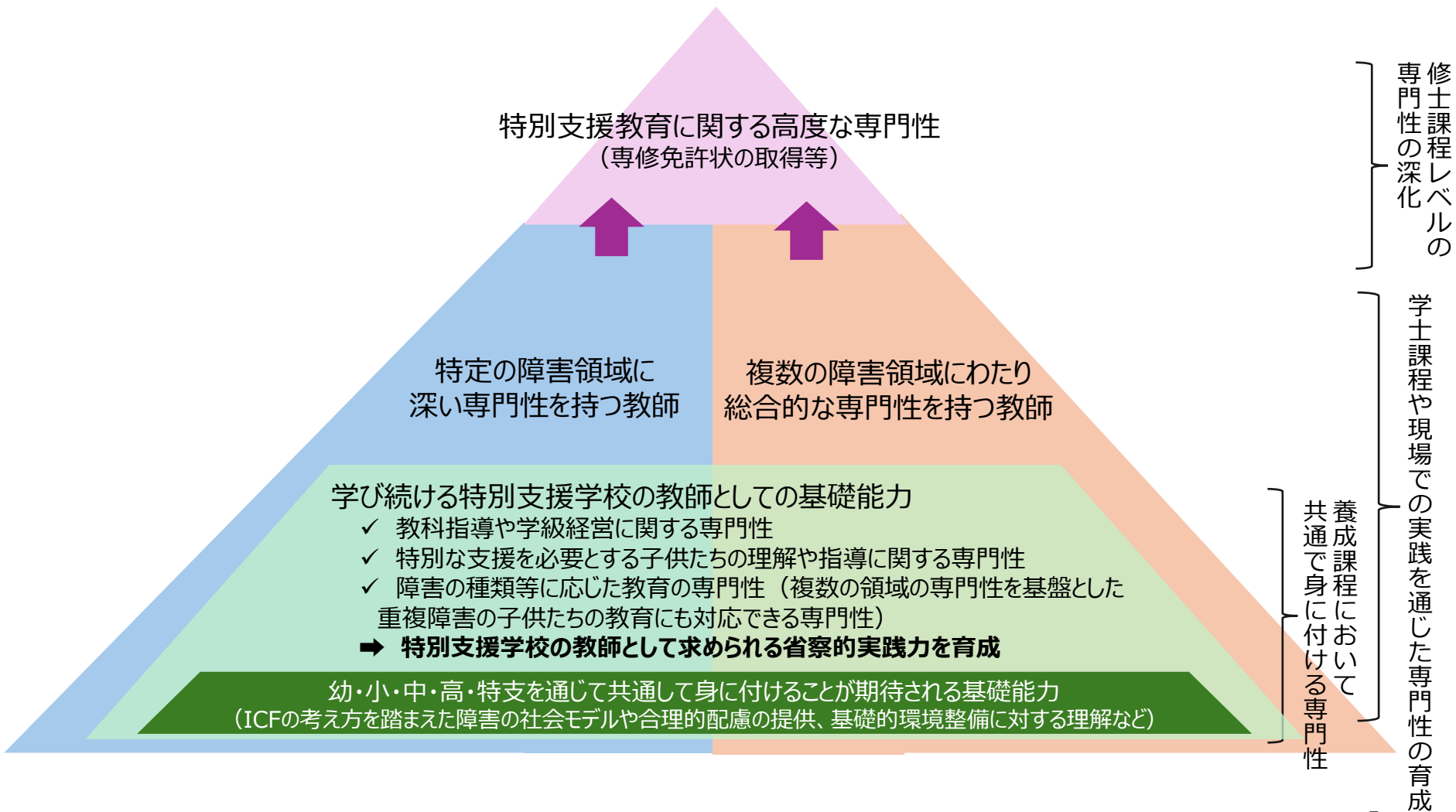
- 特別支援学校の教師には、特別支援教育と教科教育や学級経営等の専門性をバランス良く身に付け、向上させることが求められているが、障害により生じる困難さに対応しつつ、一人一人の教育的ニーズに応じた授業づくりの実践に課題を抱えている学校・教師も少なからず存在する
- デジタル学習基盤を十分に活用できていない状況や、社会や産業構造の変化を踏まえた指導内容の見直しを図られていない授業も見受けられており、特別支援学校における教科の指導力・授業力の更なる向上が課題（特に教科担任制である中・高においては喫緊の課題）
- 幼稚部から高等部までの幅広い年齢や発達段階の子供が在籍していることも踏まえ、中・高の教科指導の学修に力を入れている学生や、教科の高い授業力を現に有している小・中・高の現職教員が、併せて特別支援学校の教師を目指せるような仕組みの構築も課題

- 学生が所属している学部等での専門的な学修や、学生が身に付けたいと思ふ専門分野の学修、他資格との併有等に取り組みやすくする
- 学び続ける教師としての基礎能力の育成に向けて、特別支援学校の教職課程について「理論」と「実践」を有機的に統合、特別支援学校の教師として求められる省察的実践力を育成
- 次期学習指導要領の検討で重視されている内容を踏まえた教科の指導力・授業力と特別支援教育に関する高い専門性を併せ有する資質能力の育成
- 複数の障害領域の免許状を有し、特別支援教育に関する幅広い専門性を修得（複数領域の免許状保有の促進に向けた見直し等）
- 基礎免許状である幼小中高の教職課程における特別支援教育に関する内容の見直しを踏まえた検討も実施
- デジタル・CBTも活用した事前事後学習による単位の実質化を促進

これらを実現するための特別支援学校の教職課程の再構造化を検討

# 教員免許制度の見直しを通じた特別支援学校の教師の養成イメージ

- これからの特別支援学校の教師には、複数の障害領域にわたる専門性を基盤としつつ、
  - ・ 特別支援学校の教育に係る幅広い総合的な専門性を持つ教師や、
  - ・ 特定の障害種に関する深い専門性を持つ教師など様々な強み・専門性を持つ教師がチームとして機能することが必要



# 特別支援学校の教師の資質能力の育成イメージ

- 特別支援学校において、多様な専門性を有する質の高い教職員集団を形成していくためには、**養成・採用・研修の各段階において、教職課程の学生や教師が、生涯を通じて幅広い専門性を身に付け、伸ばせるような仕組みにすることが必要。**実践と省察を通じた概念としての習得や深い意味理解を図り、学校現場の課題解決に資する資質能力を身に付けることが期待される。
- 養成段階では、**共通で学ぶべき内容を再構造化・体系化して複数の障害種に係る専門性の養成に資する教育**を行った上で、大学や学生の自立的なカリキュラムデザインにより、自らが目指す特別支援学校の教師像に沿った学修に取り組む。採用段階では、教師に必要な基礎能力が身に付いているかを測定する。研修では、教職課程及び勤務を通じて**身に付けた専門性を更に伸ばせる機会を提供**し、複数領域の免許の取得や、免許の上進がより可能となるようにする。



## ①養成段階

- 大学教育全体を通じた特別支援学校の教員の養成を徹底
  - 学生が所属している学部等での専門的な学修や他資格との併有等に取り組みやすくする
- 学び続ける教師としての基礎能力の育成に向けて、特別支援学校教諭免許状の教職課程の内容を再構造化・体系化
  - 特別支援学校教諭の専門性の土台となる共通的な内容と、障害種ごとの専門的な内容の観点から再整理
  - 特別支援学校の教師として求められる省察的実践力の育成を重視
  - 複数領域の免許状保有を促進し、特別支援教育に関する幅広い専門性を修得
  - 大学と学生の自立的なカリキュラムデザインを重視（本人が目指す教師像・キャリアプランに沿った学修の実現）

特別支援学校の教師  
を目指す学生の  
学びの拡幅



## ②採用段階

- 特別支援学校の教師に必要な基礎能力が身についているかを測定
  - 多くの学生が特別支援学校の教師を目指せるよう、特別支援学校の教職課程を取る学生の数をこれまで以上に確保
- 養成段階で身に付けた専門性を入職後に活用できるよう、学びの履歴の引継ぎも検討

多様な専門性を持った  
者を特別支援学校の  
教壇に



## ③研修段階

- 学び続ける教師として、特別支援学校の教師の資質能力を抜本的に向上
  - 特別支援学校に勤務する教師については、全ての特別支援教育領域の免許状を取得するよう促進
  - 特別支援教育に関する専門性を深めるための研修の機会を充実、保有する免許状の修士レベル化を促進
  - より幅広い専門性や、教科指導力、学級経営力の向上に向けた人事配置の工夫（障害種の枠を超えた人事異動の積極的実施）
  - 特別支援学校と小・中・高等学校の人事交流を積極的に促進

特別支援学校の教師の  
専門性の広まり・  
深まりを実現

# 特別支援学校教諭の免許制度やその教職課程の在り方に関する方向性

## ＜特別支援学校教諭の免許制度の在り方＞

- 特別支援学校教諭の免許制度についても、教員養成部会論点整理及び、教職課程・免許・大学院課程WG中間まとめにおいて示された免許制度全体における見直しの方向性踏まえたものとすべき。

### 教職課程・免許・大学院課程WG中間まとめ より

- 多様な専門性を有する質の高い教職員集団の形成には、**養成・採用・研修の各段階において、教職課程の学生や教師が、生涯を通じてそれぞれの強み専門性を伸ばせるような仕組み**にしていくことが必要。
- 養成段階では、**共通で学ぶべき内容を再構造化・体系化**した上で、**専門的な学修に基づく強み専門性も含めた教員養成**を行う。(略)
- 事項名称や単位数の詳細は学校種ごと（幼稚園、小学校、中学校・高等学校、養護教諭・栄養教諭、特別支援学校）の**作業部会で更に検討を進めるが、現行の一種免許状と二種免許状は、基礎的な免許状として統合を図る**こととする。
- 特別支援学校教諭について、専門的な学修に基づく教員養成を行うにあたっては、学生が所属している学部等での専門的な学修や他資格との併有等に取り組みやすくするとともに、特別支援教育に関する幅広い専門性の修得に向けて、**複数領域の免許状保有の促進につながる免許制度としていくべき**。
- 特別支援学校教諭の免許制度の在り方を踏まえ、**学び続ける教師としての基礎能力の育成に向けて、教職課程の内容を再構造化・体系化**すべき。
- その際、複数の障害種に対応することができ、地域の小・中・高等学校等へのセンター的機能を発揮するという特別支援学校制度の趣旨を踏まえながら、特別支援学校教諭の専門性の土台となる共通的な内容と、障害の種類等に応じた専門的な内容の観点から再整理するとともに、**科目間での重なりは精選し、第一欄、第二欄、第三欄の科目構成の在り方を含めて再構造化**することで教職課程全体を有機的に統合することが考えられる。

- 各大学の独自の学びを通じた障害の種類及び状態等に応じた実践的な指導を強化し、複数領域の免許状取得を促すとともに、特定の障害領域の内容を深く学びたいという学生にも応えるため、**大学と学生の自律的なカリキュラムデザインという方向性を踏まえた規定の在り方に見直しを図る**。
- その際、**単位数に余白を持たせ、大学や学生の自律的な判断による学修を可能としてはどうか**。
- また、理論と実践の統合の観点から、特別支援学校の教師として求められる省察的実践力の育成に向けた総合的な演習科目を設けることが考えられる。
- 小・中・高等学校の教職課程の見直しの方向性を踏まえ、**小・中・高等学校の教職課程で必修とすべき事項や強み専門性として学ぶ可能性のある内容と、特別支援学校教諭免許状の教職課程の内容の関係を整理することも必要**。

## ＜現職教員の教育職員検定を通じた免許取得・領域追加＞

- 現職教員が教育職員検定を通じて免許を取得しようとする場合、学力の検定としての大学における学修については、教職課程における再構造化・体系化の方向性を踏まえ、見直すこととする。
- 特別支援学校教諭免許を保有している者が領域を新たに追加しようとする場合においても、学力の検定としての大学における学修については、同様に、教職課程における再構造化・体系化の方向性を踏まえ、見直すこととする。

# 特別支援学校教諭の教職課程の見直しイメージ

## <特別支援学校教諭免許状教職課程> 現行

特別支援教育に関する科目		一種免	二種免	
第一欄	特別支援教育の基礎理論に関する科目	2	2	
第二欄	特別支援教育領域に関する科目	心身に障害のある幼児、児童又は生徒の心理、生理及び病理に関する科目	16	8
		心身に障害のある幼児、児童又は生徒の教育課程及び指導法に関する科目		
第三欄	免許状に定められることとなる特別支援教育領域以外の領域に関する科目	心身に障害のある幼児、児童又は生徒の心理、生理及び病理に関する科目	5	3
		心身に障害のある幼児、児童又は生徒の教育課程及び指導法に関する科目		
第四欄	心身に障害のある幼児、児童又は生徒についての教育実習(学校体験活動を含む 上限1単位)	3	3	
計		26	16	

- 第一欄科目には、特別支援学校の教育に係る理念、歴史、思想と、社会的、制度的又は経営的事項を含む。
- 第二欄科目は、授与を受けようとする特別支援教育領域について、それぞれ以下の単位を修得する。
  - 視覚障害・聴覚障害  
「心理、生理及び病理に関する科目」1単位以上・「教育課程及び指導法に関する科目」2単位以上を含む、合わせて8単位以上（二種免許状は4単位以上）
  - 知的障害・肢体不自由・病弱  
「心理、生理及び病理に関する科目」1単位以上・「教育課程及び指導法に関する科目」2単位以上を含む、合わせて4単位以上（二種免許状は2単位以上）
- 第二欄科目のうち、「教育課程及び指導法に関する科目」は、各特別支援教育領域に関する自立活動に関する内容を含む。
- 知的障害教育の「教育課程及び指導法に関する科目」は、カリキュラム・マネジメントを含む。
- 第三欄科目は、視覚障害者、聴覚障害者、知的障害者、肢体不自由者、病弱者及び複数の種類の障害を併せ有する者に関する教育、並びにその他障害により教育上特別の支援を必要とする者（発達障害者を含む。）に対する教育に関する事項のうち、免許状教育領域に関する事項以外の全ての事項を含む。
- 第四欄教育実習は、特別支援学校において、教員として良好な成績で勤務した経験年数一年について一単位の割合で、第一欄～第三欄科目に関する単位をもって替えることができる。

## 見直しの方向性

5領域の免許を取得する場合：29単位以上  
4領域の免許を取得する場合：少なくとも23単位以上

特別支援教育に関する科目	各科目に含めることが必要な事項	最低修得単位数
特別な支援を必要とする幼児、児童又は生徒の理解及び教育に関する科目(仮称)	<ul style="list-style-type: none"> <li>特別支援教育に関する理念、歴史及び思想</li> <li>特別支援教育に関する社会的、制度的及び経営的事項(教育法規及び特別支援学校の教師の役割・チームとしての学校運営への対応及びを含む。)</li> <li>特別支援学校の教育課程の意義及び編成の方法(自立活動の意義及び指導法、知的障害特別支援学校の教育課程の編成並びにカリキュラム・マネジメントを含む。)</li> <li>障害の状態等に関する基本的理解(視覚障害者、聴覚障害者、知的障害者、肢体不自由者及び病弱者並びに医療的ケア児に対する理解を含む。)</li> </ul>	4
障害の種類及び状態等に応じた教育に関する科目(仮称)	<ul style="list-style-type: none"> <li>障害のある幼児、児童又は生徒の心理、生理及び病理</li> <li>障害のある幼児、児童又は生徒に対する指導法(重複障害のある幼児、児童又は生徒に係る指導法及び障害のある幼児、児童又は生徒の指導・支援における情報通信技術の活用を含む。)</li> </ul>	6
障害のある幼児、児童又は生徒についての教育実習		2
特別支援教育の実践に関する総合的な演習		2
※ 特別支援教育に関する科目の修得に限る 注：各欄ごとの最低単位数を積み上げた場合、余白として2単位分が生じている		計 16(※)



- 「障害の種類及び状態等に応じた教育に関する科目(仮称)」は、授与を受けようとするそれぞれの特別支援教育領域について、それぞれ、以下の単位を修得する
  - 視覚障害・聴覚障害  
「心理、生理及び病理」に関する科目 1単位以上、「指導法」に関する科目 2単位以上を含む、合わせて6単位以上修得するものとする。
  - 知的障害・肢体不自由・病弱  
「心理、生理及び病理」に関する科目 1単位以上、「指導法」に関する科目 2単位以上を含む、合わせて3単位以上修得するものとする。
- 教育実習は、特別支援学校において、教員として良好な成績で勤務した経験年数一年について一単位の割合で、他の科目の単位をもって替えることができる。
- ◆ 特別支援学校教諭免許状を取得しようとする者は、複数の特別支援教育領域の免許状を取得するように努めるものとする
- ◆ 特別支援学校に勤務する教育職員は、全ての特別支援教育領域の免許状を取得するように努めるものとする

# 教育職員検定における取り扱いの見直し案

## 【教育職員検定】勤務年数＋認定講習等による単位

(根拠規定：免許法別表第7)

	一種 免許状	二種 免許状
必要となる 免許状	特別支援 学校教諭 二種免許状	幼、小、中、高 の教諭の 普通免許状
教員としての 勤務年数(*)	3年	3年 ※幼小中高での勤 務含む
最低修得 単位数	6	6



## 見直しの方向性

	単位数等
必要となる 免許状	幼、小、中、高の 教諭の 普通免許状
教員としての 勤務年数(*)	3年 ※幼小中高での勤務含 む
最低修得 単位数	4

## 他の特別支援教育領域の追加

(根拠規定：免許法施行規則第7条第6項)

		一種 免許状	二種 免許状
教員としての勤務年数(*)		1年	1年 ※幼小中高で の勤務含む
<第二欄> 特別支援教 育領域に関 する科目	視覚障害又は聴 覚障害	4	2
	知的障害、肢体不 自由又は病弱	2	1



## 見直しの方向性

		単位数等
教員としての勤務年数(*)		1年 ※幼小中高での 勤務含む
最低修得単 位数(障害の 種類等に応じ た教育に関す る科目)	視覚障害又は聴覚 障害	2
	知的障害、肢体不 自由又は病弱	1

\* 教員として良好な成績で勤務した旨の実務証明責任者の証明を有する必要がある最低在職年数

# 公立の特別支援学校と小・中・高等学校の人事交流を通じた教師の専門性向上（イメージ）

## 特別支援学校

- ・特別支援学校の教師には、特別支援教育のスペシャリストとして、障害の種類等に応じた教育の専門性や特別な支援を必要とする子供たちの指導に関する専門性に加えて、教科指導力や学級経営力の更なる向上を図ることが課題
- ・特別支援学校の教師には、地域の小・中・高等学校の特別支援教育を支える役割も期待

- 公立の特別支援学校の全ての教師が、原則として、採用後10年以内を目途として、小・中・高等学校の教師を経験（特別支援学校の教師は、人事ローテーションの一環として、小・中・高との人事交流を経験）
- 特別支援学校の教師を小・中・高等学校に派遣することで、小・中・高等学校の特別支援教育の専門性向上を図るとともに、特別支援学校の教師の教科指導力や学級経営力の向上を併せて実現。
- 他方で、小・中・高等学校で特別支援教育の中核を担うことが期待される教師を、人事交流を通じて特別支援学校で受け入れることで、様々な専門性を持つ教師を特別支援学校の中に配置
- 人事交流を通して小・中・高等学校における状況の理解を進めることで、センター的機能による効果的な支援の強化も期待
- 特別支援学校の管理職の登用等にあたっては、小・中・高との人事交流の経験を考慮するなど、幅広い職務経験を持つ者を登用することを要請

## 小・中・高等学校

- ・特別支援学級の担任や通級による指導を担当する教師については、長期にわたり特別支援教育の中核として活躍する教師と、通常の学級も経験しながら全体的な学級経営の経験を積む教師がチームとなり、特別支援教育に関する専門性を向上させることが必要
- ・特別支援学級や通級による指導を担当している教師のうち、特別支援学校教諭免許状を保有している者は約3割
- ・他方、小・中学校では、特別支援学級の臨時的任用教員の割合が高く、長期的な視野に立って計画的に育成・配置されているとは言い難い現状

- 公立の小・中・高の全ての新規採用教員が概ね10年以内に特別支援教育を複数年経験することとなるよう人事上の措置を講ずることを求めている
- その上で、特別支援学級や通級による指導を長期にわたり中核として担うことが期待される教師については、採用後10年以内に特別支援学校の教師を経験（小・中・高で特別支援教育に携わる教師は、人事ローテーションの一環として、特別支援学校との人事交流を経験）
- 他方、特別支援学校の教師を人事交流で小・中・高等学校で受け入れ。小・中・高等学校における特別支援教育の指導体制の強化を併せて実現
- 管理職の登用等にあたっては、特別支援教育の経験（特別支援学級や通級による指導の担当に加えて、特別支援学校の教師の経験を含む。）も含めて総合的に考慮することを要請

特別支援学校と小・中・高等学校の人事交流

※1：採用後10年以内を目途と記載しているが、各地域や各学校の実情を踏まえて実施することが前提。その際、採用後10年を経過した教師が人事交流の対象となることも考えられるが、なるべく、各学校で中核的な位置づけを担う前に人事交流を経験することが望ましいと考えられる。

※2：人事交流の実施に際しては、教師本人の適性や将来のキャリア形成を見据えた、適切な交流の実施が望まれる

※3：人事交流の積極的な実施を進めるためにも、これまで以上に、都道府県教委内における特別支援教育担当部署と教職員人事担当部署との連携を進めるとともに、都道府県教委と市区町村教委間においても、適切な連携を深めることが期待される

（参考） ・小・中学校の特別支援学級の担任 8万7千人（うち特別支援学校免許取得者 2万7千人） 10  
・小・中・高等学校の通級による指導を担当する教師（専任） 約2万人

# 特別支援学校教諭免許状の概要

- 特別支援学校の教員は、幼稚園、小学校、中学校又は高等学校の教諭免許状に加え、特別支援学校教諭免許状を有していなければならない。  
※ただし、免許法附則第15項の規定により、当分の間、特別支援学校教諭の免許状を有していなくても特別支援学校の教員になることができることとされている。
- 特別支援学校教諭の免許状は、視覚障害者、聴覚障害者、知的障害者、肢体不自由者又は病弱者（身体虚弱者を含む。）の特別支援教育領域を定めて授与される。免許状の授与を受けた後、新たに特別支援教育領域を追加することも可能。
- 教育職員検定(\*)により、教員としての実務経験を生かして少ない単位数で免許状を取得したり、他の特別支援教育領域を追加することも可能。  
\* 教育職員検定は、受検者の人物、学力、実務及び身体について免許状の授与権者である都道府県教育委員会が行う。

## 【教職課程】 大学等における単位

(根拠規定：免許法別表第1及び同法施行規則第7条)

特別支援教育に関する科目		専修免許状	一種免許状	二種免許状		
最低修得単位数	第一欄	特別支援教育の基礎理論に関する科目	2	2	2	
	第二欄	特別支援教育領域に関する科目	心身に障害のある幼児、児童又は生徒の心理、生理及び病理に関する科目	16	16	8
			心身に障害のある幼児、児童又は生徒の教育課程及び指導法に関する科目			
	第三欄	免許状に定められることとなる特別支援教育領域以外の領域に関する科目	心身に障害のある幼児、児童又は生徒の心理、生理及び病理に関する科目	5	5	3
			心身に障害のある幼児、児童又は生徒の教育課程及び指導法に関する科目			
第四欄	心身に障害のある幼児、児童又は生徒についての教育実習	3	3	3		
計		50	26	16		

## 他の特別支援教育領域の追加

(根拠規定：免許法施行規則第7条第4項)

		専修免許状	一種免許状	二種免許状
<第二欄> 特別支援教育領域に関する科目	視覚障害又は聴覚障害	8	8	4
	知的障害、肢体不自由又は病弱	4	4	2

## 【教育職員検定】勤務年数＋認定講習等による単位

(根拠規定：免許法別表第7)

	専修免許状	一種免許状	二種免許状
必要となる免許状	特別支援学校教諭一種免許状	特別支援学校教諭二種免許状	幼、小、中、高の教諭の普通免許状
教員としての勤務年数(*)	3年	3年	3年 ※幼小中高での勤務含む
最低修得単位数	15	6	6

## 他の特別支援教育領域の追加

(根拠規定：免許法施行規則第7条第6項)

		専修免許状	一種免許状	二種免許状
教員としての勤務年数(*)		1年	1年	1年 ※幼小中高での勤務含む
<第二欄> 特別支援教育領域に関する科目	視覚障害又は聴覚障害	4	4	2
	知的障害、肢体不自由又は病弱	2	2	1

\* 教員として良好な成績で勤務した旨の実務証明責任者の証明を有する必要がある最低在職年数

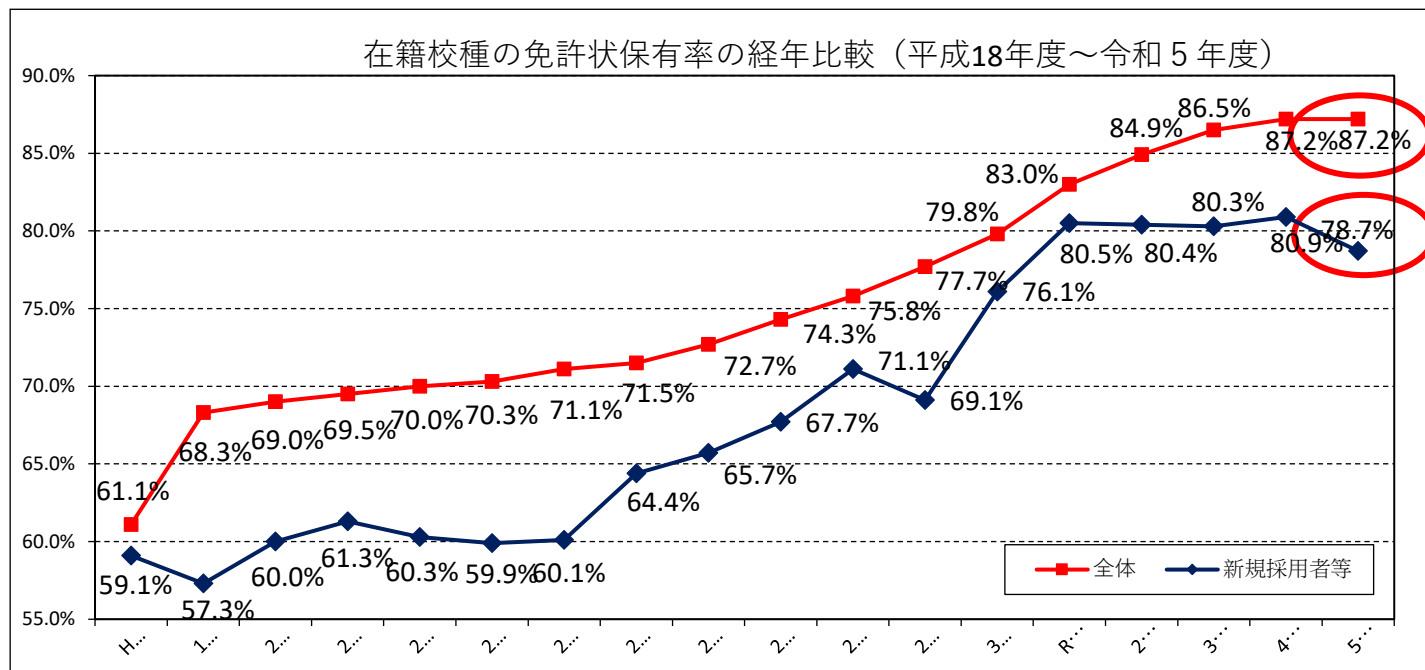
○ 特別支援学級担任や通級による指導を担当する教員については、特別支援学校教諭免許状を有すること等の法令上の規定はない。

# 特別支援学校教員の免許状保有率の推移

(特別支援学校における在籍校種の免許状保有率の経年比較)

○免許状保有率:87.2%(令和5年度) ⇒ **本来保有すべきもの**  
 ※教育職員免許法附則第15項(「当分の間」保有を要しないとする経過措置規定)

- ・特別支援学校全体の免許状保有率は上昇傾向
- ・通知により、免許状取得に向けた年次計画の策定等を指示

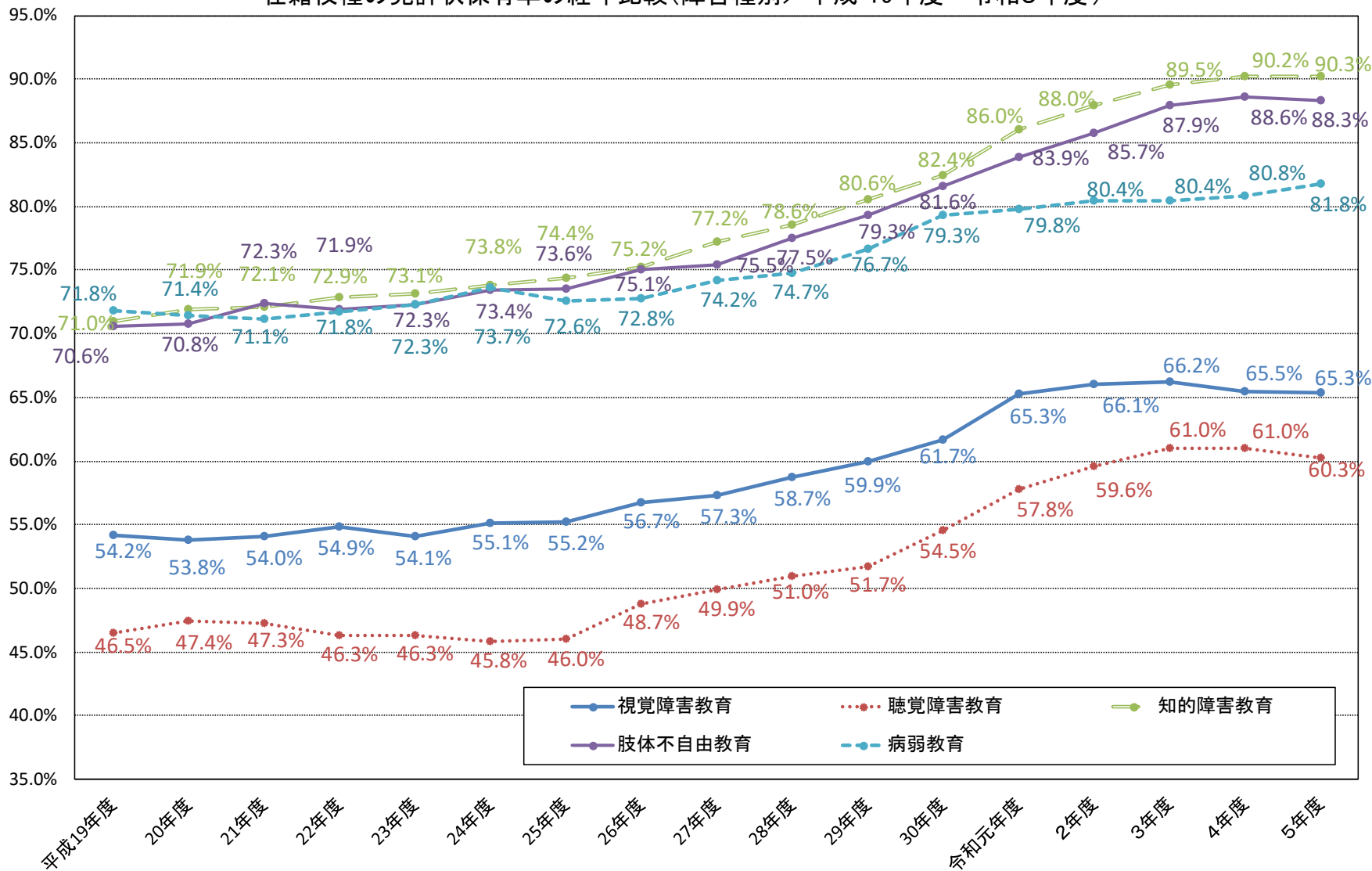


※平成18年度の全体及び新規採用者の数値は、在籍校種の免許状保有者の割合を示す。  
 平成19年度以降は、いずれの数値も「当該障害種の免許状保有者」と「自立教科等の免許状保有者(当該障害種)」を合わせた割合を示す。

※特別支援学級(小・中学校)担当教員で、小・中学校教諭免許状に加え、特別支援学校教諭免許状を保有している割合: **31.0%** (出典)文部科学省「令和6年度 学校基本調査」

# 在籍校種の特別支援学校教諭等免許状の保有率の推移（障害種別）

在籍校種の免許状保有率の経年比較（障害種別／平成19年度～令和5年度）



## 特別支援学校教諭免許状の教職課程を有する大学数（令和6年4月1日時点）

			視覚障害者	聴覚障害者	知的障害者	肢体不自由者	病弱者
二種免許状	通学課程	国立	0	0	0	0	0
		公立	0	0	0	0	0
		私立	0	0	1 (1)	1 (1)	1 (1)
	合計		<b>0</b>	<b>0</b>	<b>1</b> (1)	<b>1</b> (1)	<b>1</b> (1)
一種免許状	通学課程	国立	10 (11)	17 (20)	52 (68)	51 (66)	49 (64)
		公立	0	0	8 (9)	8 (9)	7 (8)
		私立	1 (1)	4 (5)	108 (115)	104 (111)	102 (108)
	通信課程	私立	1 (1)	1 (1)	6 (6)	6 (6)	6 (6)
	合計		<b>12</b> (13)	<b>22</b> (26)	<b>174</b> (198)	<b>169</b> (192)	<b>164</b> (186)
専修免許状	通学課程	国立	8 (9)	11 (13)	49 (52)	46 (48)	46 (48)
		公立	0	0	0	0	0
		私立	0	1 (1)	10 (10)	9 (9)	9 (9)
	通信課程	私立	0	0	1 (1)	0	0
	合計		<b>8</b> (9)	<b>12</b> (14)	<b>60</b> (63)	<b>55</b> (57)	<b>55</b> (57)

※（ ）内は、専攻・学科数。

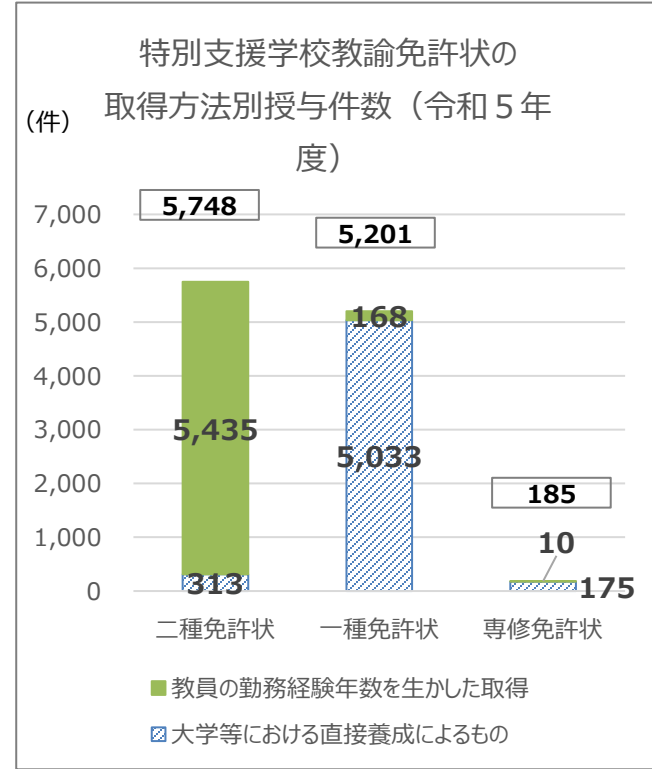
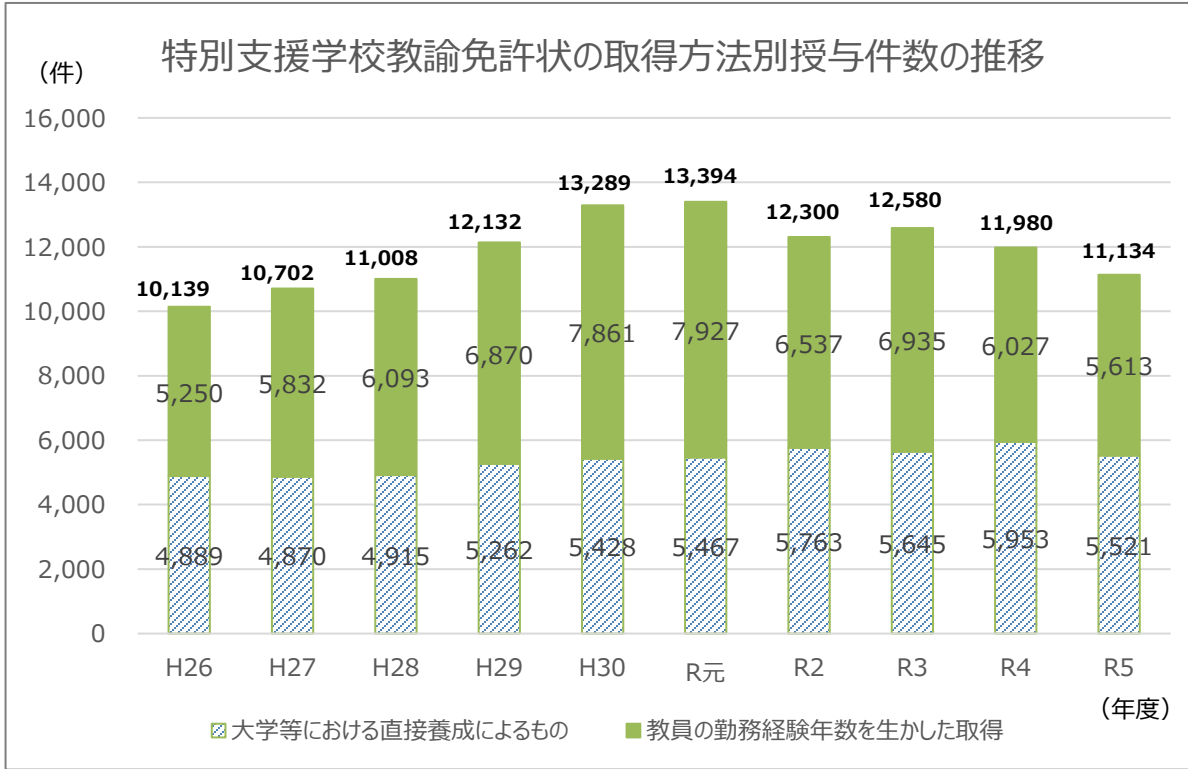
※通信課程は国立、公立で認定を受けている大学はない。

# 特別支援学校教諭免許状の教職課程を有する専攻・学科数（令和6年4月1日時点）

## ＜一種免許状の通学課程・都道府県別＞

	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	32	33	34	35	36	37	38	39	40	41	42	43	44	45	46	47						
	北海道	青森県	岩手県	宮城県	秋田県	山形県	福島県	茨城県	栃木県	群馬県	埼玉県	千葉県	東京都	神奈川県	新潟県	富山県	石川県	福井県	山梨県	長野県	岐阜県	静岡県	愛知県	三重県	滋賀県	京都府	大阪府	兵庫県	奈良県	和歌山県	鳥取県	島根県	岡山県	広島県	山口県	徳島県	香川県	愛媛県	高知県	福岡県	佐賀県	長崎県	熊本県	大分県	宮崎県	鹿児島県	沖縄県	計					
視覚障害者				1				2	1	1			1		1								1					1	1					1																	12		
聴覚障害者				3				2	1	2			4	1	1	1	1						1				2	1	1						1	1																	25
知的障害者	15	2	1	6	1	1	2	5	2	5	4	4	19	5	2	1	2	1	3	3	3	3	11	1	3	8	14	9	3	1	1	2	8	6	4	1	3	1	1	9	2	2	4	1	2	3	2	192					
肢体不自由者	13	2	1	6	1	1	2	5	1	5	4	4	19	5	2	1	2	1	3	3	3	3	11	1	3	8	14	9	3	1	1	2	8	6	4	1	2	1	1	9	2	2	4	1	2	1	2	186					
病弱者	13	2	1	6	1	1	2	5	1	5	4	4	19	4	2	1	2	1	3	2	3	3	9	1	3	7	14	8	3	1	1	2	8	6	4	1	2	1	1	9	2	2	4	1	2	1	2	180					

# 特別支援学校教諭免許状の取得方法別授与件数



出典：文部科学省「教員免許状授与件数等調査」

# 令和7年度「教師不足」に関する実態調査結果 概要（特別支援学校関係）

- 5月1日時点で、学校に配置されている教員定数に対する「教師不足」の割合（不足率）は、全体で**0.45%（3,827人）**。  
 ▶ 小学校0.44%（1,699人）、中学校0.47%（1,031人）、高等学校0.33%（508人）、**特別支援学校0.71%（589人）**

「教師不足」の状況（5月1日時点）

（参考）令和3年度5月1日時点

学校種	学校に配置されている教師の数 (A)	学校に配置されている定数 (B)	不足 (C)	不足率 (C/B)
小学校	382,882	384,581	1,699	0.44%
中学校	217,957	218,988	1,031	0.47%
小中学校合計	600,839	603,569	2,730	0.45%
高等学校	154,848	155,356	508	0.33%
<b>特別支援学校</b>	<b>82,320</b>	<b>82,909</b>	<b>589</b>	<b>0.71%</b>
合計	838,007	841,834	3,827	0.45%

A'	B'	C'	C'/B'
379,598	380,198	979	0.26%
218,504	219,123	722	0.33%
598,102	599,321	1,701	0.28%
159,688	159,837	159	0.10%
78,474	78,632	205	0.26%
836,264	837,790	2,065	0.25%

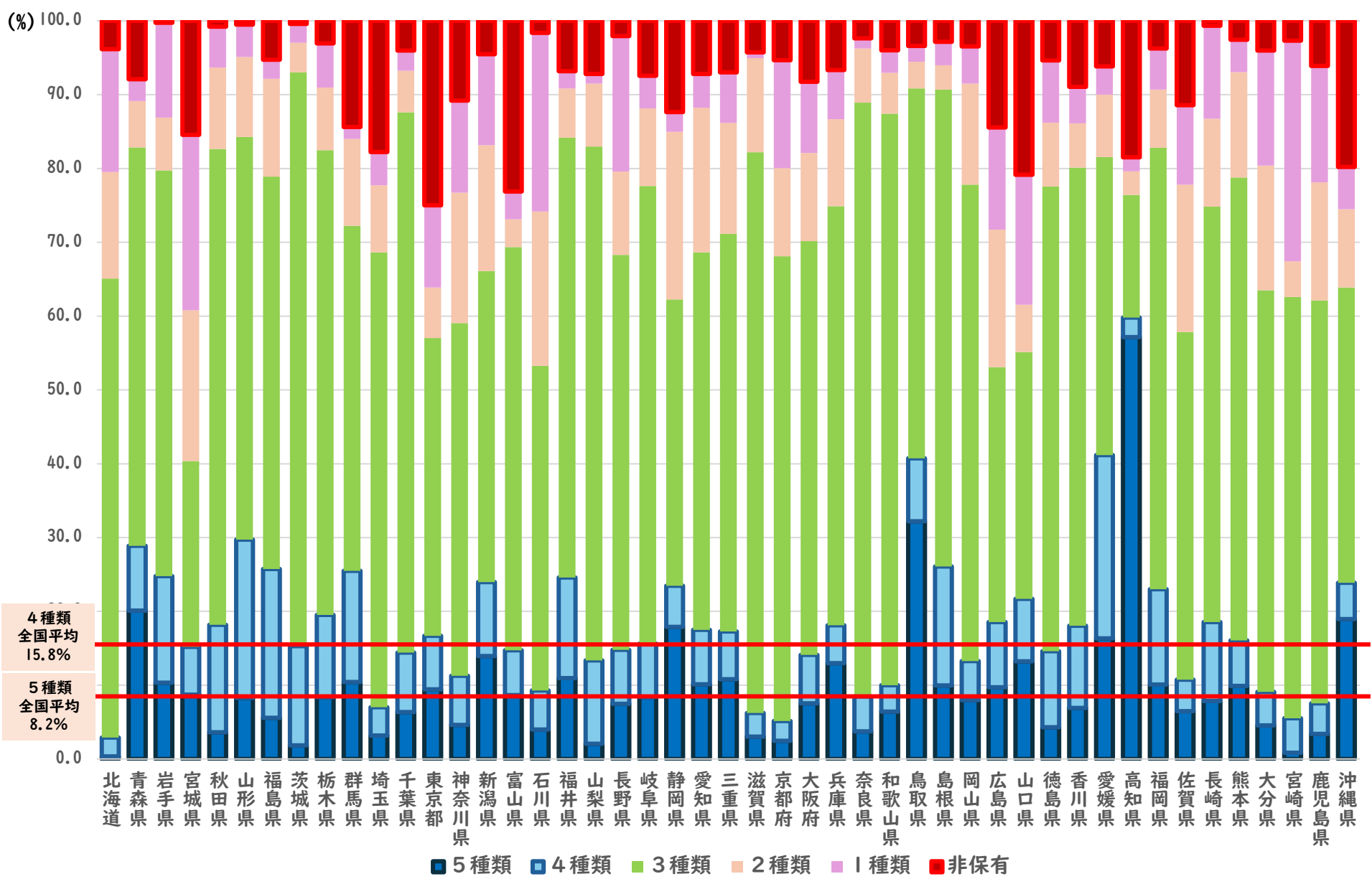
- 不足の状況は、自治体によってばらつきがあり、**不足数の多い自治体が全体を押し上げている傾向にある。**
- 全体の不足率について、令和3年度と比較すると、**23自治体において改善し、43自治体において悪化した。**  
 ▶ 小学校：改善23／悪化42、中学校：改善28／悪化34、高等学校：改善14／悪化36、**特別支援学校：改善19／悪化37**
- 不足が発生していない自治体は8。  
 ▶ 小学校9、中学校16、高等学校25、特別支援学校18。

- 5月1日時点で、学校に配置されている教師の雇用形態について、特別支援学校の教員は正規職員の割合が比較的 low、臨時的任用教員の割合が高くなっている傾向がある。  
 ▶ 臨時的任用教員の割合  
 小学校10.88%（41,639人）、中学校11.10%（24,197人）、高等学校8.74%（13,526人）、**特別支援学校17.60%（14,492人）**

	正規教員 (再任用以外)	再任用教員 (フルタイム)	再任用教員 (短時間)	臨時的任用教員		非常勤講師 (会計年度任用 職員)	合計
				うち産休・育休 代替教員等			
小学校	320,871 (83.80%)	9,491 (2.48%)	2,878 (0.75%)	41,639 (10.88%)	17,664 (4.61%)	8,004 (2.09%)	382,883
中学校	179,594 (82.40%)	8,877 (4.07%)	1,447 (0.66%)	24,197 (11.10%)	5,992 (2.75%)	3,844 (1.76%)	217,959
高等学校	122,636 (79.20%)	11,747 (7.59%)	1,523 (0.98%)	13,526 (8.74%)	2,477 (1.60%)	5,416 (3.50%)	154,848
<b>特別支援学校</b>	<b>63,052 (76.59%)</b>	<b>2,160 (2.62%)</b>	<b>482 (0.59%)</b>	<b>14,492 (17.60%)</b>	<b>3,502 (4.25%)</b>	<b>2,134 (2.59%)</b>	<b>82,320</b>

# 特別支援学校教諭のうち、保有している特別支援学校教諭免許状の障害領域の数 (公立特別支援学校(政令指定都市立を除く。))における教諭の免許状保有状況

<速報版>



出典：文部科学省調べ（令和7年度）